

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標																											
I 現状																											
(1) 地域の災害リスク																											
(津波ハザードマップ)																											
当村のハザードマップによると、当会が立地する易国間大川目の川沿いでは、4m以上の浸水が予想されている他、当村を通過する道路は国道279号線のみで、ほぼ5m以上の浸水が予想されている。多くの産業は国道沿いにあり、また観光業の多くが立地する下風呂地区においては、最大で7m以上の浸水被害が予想されている。																											
(土砂災害ハザードマップ)																											
当村のハザードマップによると、下風呂地区一帯は、地すべり等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、特に漁業と観光業の多くが集積している。令和3年8月10日には、実際に甚大な土砂災害が発生している。																											
(地震 : J - SHIS)																											
地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で3%の確率で震度6強以下の地震が発生すると予想されている。																											
(感染症)																											
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の流行は、感染者数増減は日々更新されるものの、依然、終息の目途が立っていない。当村においては、新型コロナウイルス感染症のワクチン2回接種率は94.4%となっており、令和4年1月6日より3回目の接種を開始している。																											
(その他)																											
令和3年8月、台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨災害においては、豪雨による洪水や土砂災害など、易国間地区から下風呂地区までの広い範囲に甚大な被害を及ぼした。これにより、当村では人的被害は無かったものの、建物床上浸水被害が14棟にのぼり、また、国道279号線が土砂災害により寸断されたことに伴い、8月10日～9月12日までの間、通行止めとなり、今もなお、片側交互通行（令和4年内には復旧予定）となっている。																											
(2) 商工業者の状況（令和3年9月30日現在）																											
・商工業者等数 105人（内、小規模事業者数105人）																											
【内訳】 当村は3地区に分類できる、3地区の商工業者数は下記のとおり。																											
易国間地区 38人、下風呂地区 44人、蛇浦地区 23人																											
<table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>商工業者数</th><th>小規模事業者数</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>建設業</td><td>18</td><td>18</td><td>易国間、蛇浦地区の浸水想定区域に多い</td></tr><tr><td>製造業</td><td>12</td><td>12</td><td>易国間、蛇浦地区の国道沿いに多い</td></tr><tr><td>卸・小売業</td><td>27</td><td>27</td><td>村内に広く分散している</td></tr><tr><td>宿泊業・飲食業</td><td>20</td><td>20</td><td>9割が下風呂地区</td></tr><tr><td>その他の業種</td><td>28</td><td>28</td><td>下風呂、易国間地区の国道沿いに多い</td></tr></tbody></table>				業種	商工業者数	小規模事業者数	備考	建設業	18	18	易国間、蛇浦地区の浸水想定区域に多い	製造業	12	12	易国間、蛇浦地区の国道沿いに多い	卸・小売業	27	27	村内に広く分散している	宿泊業・飲食業	20	20	9割が下風呂地区	その他の業種	28	28	下風呂、易国間地区の国道沿いに多い
業種	商工業者数	小規模事業者数	備考																								
建設業	18	18	易国間、蛇浦地区の浸水想定区域に多い																								
製造業	12	12	易国間、蛇浦地区の国道沿いに多い																								
卸・小売業	27	27	村内に広く分散している																								
宿泊業・飲食業	20	20	9割が下風呂地区																								
その他の業種	28	28	下風呂、易国間地区の国道沿いに多い																								
(3) これまでの取組み																											
1) 当村の取組み																											
・風間浦村地域防災計画の策定、防災訓練の実施																											
・防災備品の備蓄																											

- ・風間浦村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 2) 当会の取組み
- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
 - ・事業者B C P策定セミナーの開催
 - ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
 - ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を常備
 - ・当村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組みについて漠然とした記載にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。令和3年8月災害時においても前述同様であったため、課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、令和3年8月を契機とした自然災害リスクや感染症等リスクを再度認識させ、事前対策の必要性を周知徹底する。
- ・発災時、非常時における連絡、情報収集を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月 31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成 27 年 11 月に当村が作成した新型インフルエンザ等対策行動計画並びに平成 31 年 3 月に作成した地域防災計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組み（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 B C P に積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 B C P （同時に取組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発やセミナー、行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I T やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画を作成（令和 3 年作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・青森県火災共済協同組合等に共済制度に係る専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等取組み状況の確認
- ・風間浦村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと想定し、当村との連絡手段の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

<2. 発災後の対策>

自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認の結果報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における感染症対策本部設置状況等を勘案し、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に勤務する。等。
- ・青森県（又は当村）地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
ア、会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関するこ
イ、災害時における物価安定についての協力に関するこ
ウ、災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関するこ
・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

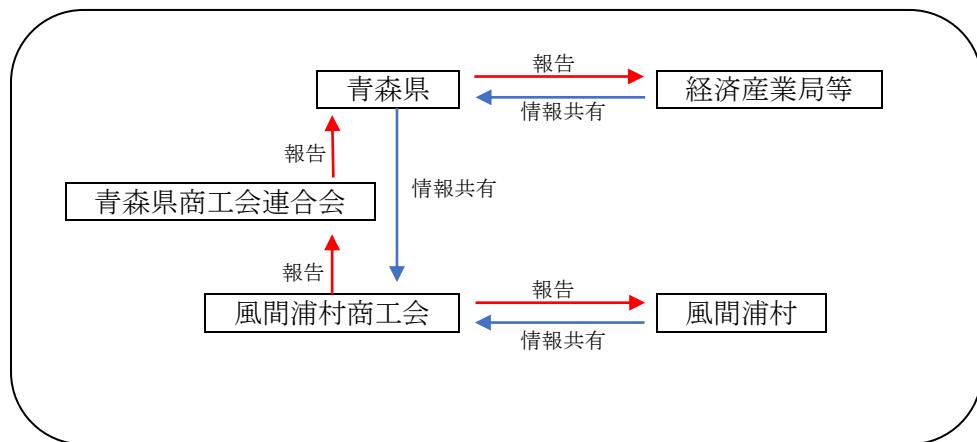
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当村より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当村と相談する。（国・県の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。設置候補は、商工会館・風間浦総合福祉センターげんきかん・風間浦小学校・風間浦中学校。原則、商工会館に設置。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

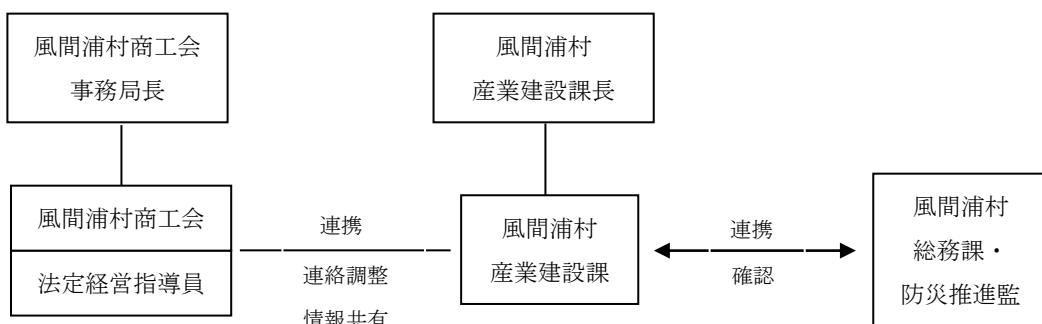
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4年 4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

主任経営指導員 船越 一孝（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

風間浦村商工会

〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 118

TEL:0175-35-2010 / FAX:0175-35-2119

E-mail : kazama@sweet.ocn.ne.jp

②関係市町村

風間浦村 産業建設課

〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5

TEL:0175-35-2111 / FAX:0175-35-2403

E-mail : info@kazamaura.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・チラシ、パンフ製作費	10	10	10	10	10
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、風間浦村補助金、青森県補助金、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。